

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus IASB は IFRS 第 17 号「保険契約」の導入を支援する 修正案を公表

目次

背景

修正案

経過措置、発効日およびコメント期間

この IFRS in Focus は、2019 年 6 月に国際会計基準審議会 (IASB) が公表した ED/2019/4 IFRS 第 17 号の修正公開草案 (ED) で示されている IFRS 第 17 号保険契約の修正案を扱っている。

- この ED が確定した場合、IFRS 第 17 号の適用に伴い利害関係者から提出された懸念や課題に対応するため、IFRS 第 17 号に限定的な修正が行われる。
- 導入のための時間に余裕をもたせるため、IASB は IFRS 第 17 号の強制発効日を、2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度にしよう修正することを提案し、その結果として、IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号適用の延期オプションの固定された期限満了日を同日に修正することを提案している。
- 本修正の発効日は、IFRS 第 17 号の新しい発効日と同日、すなわち、2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度である。
- IASB は本提案に対するコメントを、2019 年 9 月 25 日まで募集している。

背景

IFRS 第 17 号を公表して以来、IASB は、IFRS 第 17 号移行リソース・グループ (TRG) の会議を四回開催するなど、利害関係者とのエンゲージメントによる包括的なプログラムを実施してきた。この過程およびその他の利害関係者とのエンゲージメントを通じて、IASB は、IFRS 第 17 号の適用によるコストと便益のバランスに関連するものを含め、25 件の懸念および導入上の課題を特定した。IASB は、これら 25 件の懸念および導入上の課題を検討した上で、基準変更の必要性を評価するプロセスを実施し、IFRS 第 17 号について 13 件の修正案を決定した。IASB は、この修正案により、基本原則は変更されることがなく、利用者にとって有用な情報が喪失されず、既に進行中の導入準備作業が過度に混乱されない、と考えている。これらの修正案は現在コメント募集のため公表されている。

修正案

IFRS 第 17 号の適用開始日を 1 年延期

IASB は、IFRS 第 17 号の強制発効日を修正し、2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に IFRS 第 17 号の適用を要求することを提案している。IASB は、本 ED において提案された修正案に関する不確実性が、進行中の IFRS 第 17 号導入準備作業を混乱させる可能性があると考えた。この不確実性は、IFRS 第 17 号が生み出した会計上の重大な変更と相まって、異例な状況であり、発効日の延期を正当化している。IASB は、導入上の懸念の対応には、1 年の延期で十分であると判断した。

同時に、IFRS 第 4 号「保険契約」に定める IFRS 第 9 号「金融商品」(一時的免除の詳細については、[IFRS in Focus](#) を参照)の一時的免除の固定された期限満了日に関して、2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から IFRS 第 9 号を適用することを要求する修正を提案している。

詳細は下記 Web サイト参照

見解

IFRS 第 17 号の発効日を延期する修正案が最終化され、同時に IFRS 第 9 号の適用の一時的免除期限が同日に延長された場合、IFRS 第 9 号を他の企業の適用後 4 年も適用しない企業が存在することになる。その延期は有用な情報の欠如をもたらすかもしれない。しかし、IFRS 第 9 号適用の延期オプションについての固定された期限満了日の延長案がなければ、企業は、2021 年に IFRS 第 9 号を適用することを強制され、その結果、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」と比較して、金融資産の分類及び測定が変更されることになるが、2022 年の IFRS 第 17 号適用に伴い、特定の金融資産の分類を再度変更することが可能になる、または変更を要求されることになり、混乱が生じる。

重大な保険リスクを移転する貸付金を適用範囲から除外する追加のオプション

IASB は、保険契約のうち、当該契約によって創出される保険契約者の義務の決済に対してのみ保険カバーを提供するものについて、IFRS 第 17 号および IFRS 第 9 号の適用範囲を修正することを提案している。

これらの契約は通常、特定の不確実な将来事象が債務者に不利な影響を与える場合には、契約に基づく支払の一部または全部を免除することにより、債務者を補償するという企業からの合意と貸付金を組み合わせている。これらは保険会社以外の企業によって発行されることが多く、一般的には保険契約とは考えられていない。

これらの契約の例には、次のものがある。

- 死亡によりローン残高の返済が免除される個人向け住宅ローン
- 所得を条件として返済が求められる学資ローン
- リバース・モーゲージ(時にエクイティ・リリース・モーゲージと呼ばれる)

本修正案は、当該契約を発行する企業が IFRS 第 17 号または IFRS 第 9 号のいずれかによる会計処理を可能にするものである。

特に、本修正は IFRS 第 9 号の経過措置を修正し、IFRS 第 17 号適用開始の前に IFRS 第 9 号を適用していたか否かにかかわらず、IFRS 第 17 号または IFRS 第 9 号のいずれかを適用できるようにすることを提案している。この選択は保険契約ポートフォリオごとに行われ、各ポートフォリオの選択は取り消すことができない。

IFRS 第 17 号では、重大な保険リスクを移転する一部の貸付金について、保険契約として会計処理することが求められていることから、今回の修正が必要であると判断した。

IFRS 第 4 号では、保険契約から貸付金要素を分離することが認められていたが、IFRS 第 17 号ではこれが禁止されており、別個の投資要素のみを分離することが要求されている。これらの貸付金は別個の投資要素ではないため、IFRS 第 17 号は貸付金全体に適用される。IFRS 第 9 号および IFRS 第 17 号は、いずれも(その焦点は異なっているものの)信用リスクと保険リスクの両方に対応することを要求していることから、IFRS 第 17 号を適用することを求めることは、企業に相応の利益をもたらすことなく、コストを強いることになると IASB は懸念していた。

保険カバーを提供するクレジット・カード契約の適用範囲からの除外の追加

一部のクレジット・カードでは、クレジット・カード発行者が契約の価格設定の範囲内で顧客の購入したものを補償する。そのような契約または規制の法的条件から生じる補償は、重大な保険リスクを移転する可能性があり、クレジット・カード契約を IFRS 第 17 号の範囲に含まれることになる。

本提案は、IFRS 第 17 号の適用範囲を修正し、保険カバーを提供するクレジット・カード契約のうち、保険会社が個々の顧客に関する保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格設定に反映していないものを適用範囲から除外するものである。

この修正がなければ、クレジット・カードの貸付金またはローン・コミットメントに現在 IFRS 第 9 号を適用して会計処理している企業は、IFRS 第 17 号が有効となった時点で、IFRS 第 9 号に従って、新しい信用減損モデルの開発コストが発生した直後に、これらの契約の会計処理を変更する必要が生じることになる。

見解

クレジット・カード契約の範囲除外は、保険契約のうち、当該契約によって創出される保険契約者の義務の決済に対してのみ保険カバーを提供する貸付金の範囲除外と比較されるような選択性ではない。前者については、IFRS 第 9 号に従って会計処理することが求められているが、後者については、企業は IFRS 第 17 号を適用するか IFRS 第 9 号を適用するかを選択することができる。

予想される更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フロー

本 ED で提案された修正案は、企業に以下を行うことを要求している。

- a. 新たに発行された契約に直接起因する保険獲得キャッシュ・フローに関連する更新契約に規則的かつ合理的に配分する
- b. 企業に関連する更新契約のグループを認識するまで、当該キャッシュ・フローを資産として認識する
- c. 事実および状況により更新契約が影響を受けることが示唆されている場合、関連する保険契約グループの予想履行キャッシュ・フローに基づき、企業が更新契約を認識するまで、報告期間ごとに資産の回収可能性を評価する

また、本修正は、企業が報告期間中にグループに含まれると予想される保険獲得キャッシュ・フローの一部のみを認識する場合（すなわち、グループが報告期間をまたがる場合）には、企業は、認識を中止する保険獲得キャッシュ・フロー資産の関連部分を決定し、グループの履行キャッシュ・フローに含めることを明確にした。

また、IASB は、開示の要求事項を修正して、以下の開示を企業に要求することを提案している。

- a. 報告期間の期首および期末における資産の調整表とその変動、特に減損損失または戻入れの認識の区分開示
- b. 関連する保険契約グループの測定にこれらの保険獲得キャッシュ・フローを含める予想時期の適切な期間帯による定量的な開示

本修正案は、TRG における議論の結果である。同グループは、コストが高額になる可能性と、将来の更新契約がある場合にのみ企業が手数料回収を予想している場合に、代理店に支払われたが返金されない手数料に係る懸念を議論した。将来の更新契約が新たに発行された保険契約グループの契約の境界線外にある場合、それらの更新契約はそのグループの測定から除外されるため、保険獲得コストは繰延できず、将来の更新契約に起因させることができない。その結果、保険獲得コストは、発行された保険契約グループに直接起因することになり、潜在的に不利な契約グループになる可能性がある。一部の利害関係者は、IFRS 第 17 号の既存の要求事項は、IFRS 第 15 号の「顧客との契約から生じる収益」の範囲内にある類似の契約と比較して一貫性のない結果をもたらすと述べた。

IFRS 第 17 号と IFRS 第 15 号の測定アプローチは異なるが、IASB は、保険獲得コストに関する IFRS 第 17 号の要求事項と IFRS 第 15 号の要求事項をより厳密に整合させることを提案している。IASB は、これが財務諸表利用者にとって有用な情報を提供するものであり、既に進行中の導入プロセスを過度に混乱させるものではないと考えている。審議会は、IFRS 第 17 号の既存のガイダンスが十分であることを考慮し、予定される更新契約に保険契約キャッシュ・フローの一部をどのように配分するかについて、特定の要求事項を策定しないことを決定した。

投資要素に係る契約上のサービスマージン(CSM)の配分

IASB は以下を提案している。

- a. 直接連動有配当保険契約(直接有配当契約)のカバー単位および保険カバー期間の定義に、企業が投資関連サービスを提供する給付の量および予想期間が含まれていることを明確にする。
- b. 直接連動有配当保険契約以外の保険契約について、保険金と投資リターン・サービスの両方について、給付の量と予想期間を考慮して決定されたカバー単位に基づいて CSM の配分を要求する。

加えて、この修正案は、企業に要求する以下の開示の要求事項を修正する。

- a. 報告期間末日現在で残存している CSM の予想される純損益への認識額について、適切な期間帯による定量的な開示
- b. 保険カバーおよび投資関連サービスまたは投資リターン・サービスが提供する給付の相対的なウェイト付けを算定するアプローチの具体的な開示。

現在、IFRS 第 17 号では、保険事象に対してカバーが提供されるため、カバー単位に基づくカバー期間にわたってのみ CSM の認識が可能である。しかし、IASB は、直接連動有配当契約に係るカバーの定義を修正して、保険と投資サービスの両方の提供を含めることを提案する決定をした。しかし、この決定だけでは、保険と投資の両方のサービスを提供する契約を一般モデルに基づいて会計処理した場合認識される CSM と違いが生じることになる。したがって、IASB は IFRS 第 17 号を修正し、一般モデルにおいて、CSM は保険カバーと投資リターン・サービスの両方を考慮して決定されるカバー単位に基づいて配分することも提案している。この修正が確定した場合、開示の要求事項の更新も必要となる。

また、本 ED は、「契約上のサービスマージン」、「カバー期間」、「残存カバーに係る負債」、「発生保険金に係る負債」の定義を修正することを提案している。

見解

投資リターン・サービスをカバー単位の決定に含めるかどうかの決定は、会計方針の選択ではない。IASB は、企業が判断を下し、それを一貫して適用することを提案している。

保有している再保険契約を含めるリスク軽減オプションの拡張

直接連動有配当保険契約に限り、特定の状況下において、IFRS 第 17 号では、金融リスクの一部の変動が企業の基礎となる項目に対する持分に与える影響について、CSM を調整(リスク軽減オプション)する代わりに、純損益に認識することができるオプションが含まれている。IASB は、IFRS 第 17 号を修正し、保有している再保険契約を利用して金融リスクを軽減している場合に、企業が直接連動有配当保険契約に対してリスク軽減オプションを適用できるようにすることを提案している。

現在、IFRS 第 17 号では、再保険契約の保有および発行はいずれも直接連動有配当保険契約の定義から除外され、変動手数料アプローチ(VFA)ではなく一般モデルを用いて会計処理されている。これは、直接連動有配当保険契約の場合、金融保証の効果や金融リスクが基礎となる項目に対する企業の持分に与える影響は、純損益ではなく CSM に反映されることを意味する。ただし、企業がデリバティブでリスクをヘッジし、リスク軽減オプションを適用する場合は、この限りではない。ただし、保有している再保険契約が金融リスクおよび非金融リスクの両方を再保険者に移転している場合、金融保証の効果および金融リスクの影響は純損益に反映される。これにより、会計上のミスマッチが発生する。

IASB は、基礎となる契約が直接連動有配当保険契約である場合に、直接連動有配当保険契約の範囲を保有している再保険契約に関して拡大しないことを決定した。その代わりに、当該会計上のミスマッチを対処するため、既に進行中の導入プロセスを過度に混乱させることはないことを理由に、直接連動有配当保険契約の会計処理に関連して、IFRS 第 17 号の既存のリスク軽減の例外規定の範囲を拡張して、デリバティブ契約のみならず、保有している再保険契約も含めることが提案されている。

見解

リスク軽減オプションは、ヘッジ会計と同様に選択性である。金融リスクを軽減するために保有している再保険契約を利用する場合に、直接連動有配当保険契約に対してリスク軽減オプションを適用できるようにするには、企業は、事前に文書化されたリスク管理目的とリスク管理戦略を有し、経済的相殺が存在することを証明する必要がある。IASB はまた、IFRS 第 17 号 B116 項のグループの適格規準の適用を停止しない限り、リスク軽減オプションを中止することはできないことを明確にすることを提案している。

基礎となる契約が不利である場合の保有している再保険契約

本 ED は、基礎となる保険契約の不利なグループの当初認識時、またはグループに不利な契約が追加された時点で、企業が損失を認識する場合、比例的なカバーを提供する再保険契約グループの CSM を調整し、結果として収益を認識することを企業に要求する修正を提案している。CSM の調整額および収益に認識する額は、基礎となる保険契約について認識した損失額に、企業が再保険契約の発行者から回収する権利を有する、基礎となる保険契約グループに対する一定割合を乗じた金額に等しくなる。

IASB は、この解決策が会計上のミスマッチを回避し、有用な情報の重大な喪失を回避し、複雑さを軽減するのに役立つと考えている。

見解

この修正が確定すれば、当初認識に不利な保険契約を発行し、保有している比例再保険契約を用いてリスクを移転する企業にとって、「Day1」ミスマッチが解消される。IASB は、保有する再保険契約のうち、比例的なカバーを提供しないものについても修正案を適用すべきかどうかを検討した。しかし、これらの契約については、対象となる保険契約において認識される損失に予想される回収の範囲を特定するために、より恣意的な仮定を置くことが求められる。このため、非比例保険契約については、当初認識における上記の会計上のミスマッチを特定することは不可能であり、当初認識要件の修正を提案するものではないと判断している。

事後測定において、保有している比例再保険契約および非比例再保険契約はいずれも、発行された基礎となる保険契約の損失要素の変動から生じる履行キャッシュ・フローの変動を純損益に反映している。

財政状態計算書における保険契約の表示の簡素化

本 ED は、保険契約グループではなく、保険契約ポートフォリオを使用して保険契約資産および負債を財政状態計算書に表示することを求める提案をしている。

IASB は、保険契約を財政状態計算書により集約されたレベルで表示する実質的な救済措置を提供することは、相殺を禁止する「財務報告に関する概念フレームワーク」の要求事項のバランスを考慮しても、メリットがあると考えている。相殺による表示情報の喪失は、コスト削減を考慮する場合には許容できると考えられ、また、この修正は進行中の導入プロセスを混乱させるものではない。したがって、IASB は、企業に対して、表示の目的上、ポートフォリオ・レベルでグループの相殺を要求することを提案している。IFRS 第 17 号 78 項を修正し、資産と負債を別々のグループとして表示するのではなく、資産である保険契約ポートフォリオ、負債である保険契約ポートフォリオ、資産である再保険契約ポートフォリオおよび負債である再保険契約ポートフォリオごとに表示することが求められるようになる。

見解

測定の会計単位はグループのままであるが、この修正により、グループ・ベースで表示する要求事項を削除する。IFRS 第 17 号 100 項から 109 項において要求されている財政状態計算書の表示金額の調整表は、例えば、損失要素に関連する部分など、グループ・レベルで開示が要求される可能性がある。

企業結合に関する追加的な移行上の救済措置

企業結合またはポートフォリオ移転により獲得した保険契約について、契約の獲得前または移転前に発生した保険金に係る負債には、保険金の不利な変動リスクが含まれていることから、この場合残存カバーに係る負債に該当し、将来の期間に取得者の収益として認識されることになる。

IASB は、契約の獲得前または移転前に発生した保険金の決済に係る負債を、発生保険金に係る負債として分類することを要求するため、修正遡及アプローチに特定の修正を加えるよう経過措置の修正を提案している。この修正の利用は、企業が遡及的アプローチを適用するための合理的かつ裏付け可能な情報を有していない場合にのみ認められる。また、IASB は、このような負債を発生保険金に係る負債として分類するために、公正価値移行アプローチを認める救済措置のオプションを提案している。

IASB は、公正価値アプローチと修正遡及アプローチの両方を使用して、企業結合およびポートフォリオ移転により獲得した契約の保険金の変動に関連する移行時の CSM の見積りが困難であることへの財務諸表作成者の懸念に対応している。

見解

本修正案は、IFRS 第 17 号への移行時にのみ適用されるため、IFRS 第 17 号移行後に取得した保険契約には、残存カバーに係る負債に保険金の支払予定額が不確実になるリスクが含まれている。(それ以降は収益として認識される)

リスク軽減オプションの適用日および公正価値アプローチの使用に関する追加的な移行上の救済措置

IASB は、リスク軽減オプションの遡及適用を認めることを検討したが、IFRS 第 17 号では遡及適用の禁止を維持し、事後的判断による利用を回避することとした。その代わりに、企業が IFRS 第 17 号を遡及的に適用し、リスク軽減オプションの適用日を移行日まで前倒しするための情報を有する場合、移行における公正価値アプローチの適用をグループに拡張する提案をしている。

本 ED は、IFRS 第 17 号の移行日前にリスク軽減オプションの適用を指定している場合に、IFRS 第 17 号の適用開始日に替えて移行日から将来に向かって適用することを容認するよう、IFRS 第 17 号の経過措置の修正を提案している。適用開始日とは、IFRS 第 17 号を最初に適用する事業年度の期首であり、移行日は適用開始日の直前の事業年度の期首である。

また、IASB は、企業が以下の場合にのみ、直接連動有配当性を有する保険契約グループに対して公正価値アプローチを使用することを容認するように、IFRS 第 17 号における経過措置の修正を提案している。

- a. IFRS 第 17 号を遡及的に適用できる。
- b. 当グループに移行日から将来に向かってリスク軽減オプションを適用することを選択する。
- c. 移行日前に当グループから生じる金融リスクを軽減するために、デリバティブまたは保有する再保険契約を利用している。

IASB は、ヘッジ会計に事後的判断による利用を認めないという原則を維持しつつ、同オプションを遡及適用しないことによる影響について利害関係者の懸念に対応した修正案を提案している。

その他の修正案

修正	見解
IFRS 第 17 号 B96 項 (c) を修正し、貨幣の時間価値および金融リスクに関連する変動に起因して投資要素の予想返済額と実際返済額との変動額を CSM の調整から除外する。	投資要素の返済は確実であり、タイミングに関する不確実性が唯一存在する。この修正案では、時間価値と金融リスクに関連する変動は保険金融収益または費用に反映される。しかし、貨幣の時間価値および金融リスクに関連するもの以外の投資要素の返済額の変動は、ロック・イン・レートで CSM を調整する。
IFRS 第 17 号 B96 (d) を修正し、非金融リスクに係るリスク調整の変動と、金融リスクに係る変動および貨幣の時間価値の影響による変動を分離することを選択した場合に適用する。	2019 年 4 月の TRG の議論では、非金融リスクに対するリスク調整の変化を、金融リスクと非金融リスクに関連するものに分離する選択は任意であることが確認された。しかし、これを選択すると、CSM の測定、金融リスクの変動を認識するタイミング、収益と保険金融収益または費用の分離に影響を及ぼす。
IFRS 第 17 号 B116 項の条件を満たす企業がその適用を中止した場合にのみ、保険契約グループにリスク軽減オプションの利用を中止することができることを明確にする修正。	この修正により、IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項にリスク軽減オプションの要求事項がより近いものになる。
すべての状況において返済可能な投資要素の定義を明確にする修正。	この修正は、「すべての状況において返済可能」には、取消、解約、および失効時に返済可能であることを明確にする。例えば、保険金の発生にかかわらず保険契約者への支払いを含む契約もあれば、取消の場合は支払いが行われないような契約もある。このような金額は、提案されている投資要素の明確化された定義に適合しない。
投資要素が分離された場合に、裁量付有配当投資契約の定義を満たす投資要素に IFRS 第 17 号が確実に適用されるための修正。	本修正案は、独立した契約として発行されたならば本基準の適用範囲内にある契約となる、別個の構成要素が IFRS 第 17 号の適用範囲から除外される、という意図しない結果を明確にして解消することになる。
IFRS 第 17 号 48 項(a)および B50 項(b)を修正して、損失要素は非金融リスクに係るリスク調整の変動に対して調整される、ということを明確にする。	本修正案は、履行キャッシュ・フローの変動には、非金融リスクに係るリスク調整の変動と、予想される将来のキャッシュ・フローの変動も含まれることを明確にする。
基礎となる項目の変更に起因する保険契約グループの測定における変更は、IFRS 第 17 号の適用目的上、投資の変更として処理される。すなわち、貨幣の時間価値または金融リスクに関連する仮定の変更として処理されるべきことを明確化するために修正する。	本修正案は、保険契約のプールなど、基礎となる項目自体に非金融リスクが含まれている保険契約の扱いを明確にする。

修正	見解
IFRS 第 17 号 B123 (a) を修正して、顧客への貸付金のキャッシュ・フローに起因する変動および顧客への貸付金の返済が免除される場合は保険収益から除外されることを明確にする。	様々な種類の保険契約には、保険事象の発生により顧客への貸付金の返済が免除されるものや(例:エクイティ・リリース・モーゲージ)、発行者から保険契約者への貸付金が含まれる再保険契約などがある。このような貸付金や貸付金の返済を収益から除外することは、投資要素の取扱いと整合的である。貸付金の返済免除は、その他の給付金として処理される。
IFRS 第 17 号 103 項を修正して、保険契約負債の期首残高から期末残高への調整表において、返戻保険料を個別開示する必要がないことを明確にする。	すべての状況において返済される投資要素の定義の明確化を提案するために、IASB は、サービスが提供される際に費消されることから、保険金の発生にかかわらず返済されるが、契約満期時には返済されない金額という概念を導入している。契約失効前に返済される金額は、返戻保険料に該当する。返済の時点で、投資要素や返戻保険料として金額を特定することは、認識や測定に影響がないため、財務諸表作成者にとって負担となると考えられた。
IFRS 第 17 号 28 項を修正し、保険契約が発行された時点にかかわらず、認識規準を満たす場合に保険契約をグループに追加することを明確にする。	IASB は、IFRS 第 17 号 22 項は保険契約が認識される時点ではなく発行された時点を参照していることから、同条文については同様の修正は必要ないことを確認した。これは、ある期間に発行された契約(単一の年次グループ)のカバー期間が将来に開始する場合に、実務上の影響がある。
IFRS 第 17 号 104 項、B121 項および B124 項を修正し、非財務リスクに係るリスク調整の変動について損失要素が調整されることを明確にする。	この修正は、二重計上の可能性を避けるために必要とされた。
感応度分析に係る開示の要求事項について、「リスク・エクスポージャー」を「リスク」に置き換える修正を行う。	この修正は、使用される用語を適切にするために必要である。
IFRS 第 17 号 B93 項から B95 項を修正し、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用範囲内の企業結合を参照することを明確にする。	この修正は、測定の要求事項が共通支配下の起業結合には必ずしも適用されないことを明確にする。
IFRS 第 17 号の適用開始日より前に発生した企業結合について IFRS 第 3 号を修正し、IFRS 第 3 号 17 項 (b) における例外規定の適用を継続し、取得日ではなく契約開始時に存在する条件に基づいて取得保険契約を分類できるようにした。	保険リスクの重要性は、時間の経過とともに変化する可能性がある。企業結合により獲得した契約については、取得者は、IFRS 第 3 号 15 項に基づき、取得日において保険リスクの重要性および保険契約としての契約の分類結果を評価する。ただし、IFRS 第 3 号では、IFRS 第 4 号の適用範囲に保険契約に関するこの原則の例外が含まれていたため、IFRS 第 17 号の適用開始日より前に発生した企業結合については、現行の保険契約の分類を維持することが可能となる。
IFRS 第 7 号「金融商品:開示」、IFRS 第 9 号および IAS 第 32 号「金融商品:表示」の適用範囲の結果修正により、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約を除外する代わりに、IFRS 第 17 号で定義されている保険契約や IFRS 第 17 号の範囲に含まれる裁量付有配当投資契約をこれらの基準書の範囲から除外する。	この修正は、保有する保険契約をこれらの基準書の適用範囲に含めるという意図せざる結果を解消する。

経過措置、発効日およびコメント期間

IASB は、IFRS 第 17 号の修正を 2022 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することを提案している。早期適用は認められる。これは、IFRS 第 17 号の新たな発効日と同日である。本修正は遡及的に適用されることになる。

IASB は、2019 年 9 月 25 日まで ED に関するコメントを募集している。

さらなる情報

IFRS 第 17 号に対する修正についてご質問がございましたら、デロイトの担当者までお問い合わせください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバーファームおよびそれらの提携法人のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証 有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの提携法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア 連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バブアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル 諸島、北マリアナ 諸島、中国 (香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。